

Ⅲ シリーズ 社会福祉法人の力を地域に

～社会福祉法人の地域における公益的な取組を紹介～

社会福祉法が改正され、すべての社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが責務として規定されました。社会福祉法人の公益性・非営利性など、その本旨に従い、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。

「珠洲市法人間連携による地域課題の解決に向けて」

(社福)長寿会 (社福)弘生福祉会 (社福)珠洲市社会福祉協議会

取組の概要

地域における福祉ニーズが多様化、複雑化する中で、社会福祉法人が地域の担い手として中心的な役割を果たしていくため、珠洲市では3法人（長寿会、弘生福祉会、珠洲市社会福祉協議会）による連絡会を発足し、地域課題の共有や事業運営による一層の連携と強化を図り、地域ニーズに対応していく組織体制の整備を行いました。その連絡会の中で、災害時における協定書の作成や各種イベントでの相談窓口の設置、職員合同研



市内イベントでの相談窓口設置風景。
普段聞けない食事の際の注意点等の相談がありました。



初めての合同研修会風景。
今後も継続します。

取り組んだ内容

各法人は、高齢者に対する福祉事業を行う点では共通していますが、事業内容はそれぞれ違ううえに、各法人が把握している地域ニーズも異なるため、連絡会で確認を行いました。そのうえで、地域での相談場所として、珠洲市身体障害者福祉協議会主催のグラウンドゴルフ大会

に参加し、各法人から、栄養士・機能訓練指導員、地域包括支援センター職員・介護支援専門員といった多職種による介護に関する不安や悩みにお応えする「なんでも相談窓口」を設置することを試みました。また、珠洲市役所と共同で災害時における珠洲市民の受入体制や各法人の応援体制を確保する協定書の締結に向け協議を進めていますが、各法人施設が指定を受けている福祉避難所の役割等の理解を深めるため、輪島市で福祉避難所を設立した輪島市役所・河崎氏を招き法人職員の合同研修会を行いました。

今後の課題

この事業は、手探りの状態でスタートを切り、初めての試みが多く、コロナ禍での活動の制限はあるが、「何のために連携しているのか」ということをお互いの法人・職員が意識し、地域住民にとって、社会福祉法人は気軽に相談でき、“地域と共に生きる法人”であるということを広めながら、地域の課題に向き合っていきたいと思えます。

【問い合わせ】(社福)長寿会 Tel0768(84)2252 (社福)弘生福祉会 Tel0768(88)8080
(社福)珠洲市社会福祉協議会 Tel0768(82)7751

◇◇◇地域における公益的な取組をシリーズで発信していきます。情報をお寄せください。◇◇◇